

P. Kropotkine

LE GOUVERNEMENT REPRÉSENTATIF

Traduit par S. Ishikawa

クロポトキン著
石川三四郎譯

没落の代議政體

價十五錢

東京府千歲村八幡山 共學社發行

Rédaction : Kiogakusha, Chitosé-mura, Tokio.

共學パンフレット (第九輯)

毎月一回
一頁發行

デ イ ナ ミ ッ ク

◇ 編輯 郎 四 三 川 石 ◇

世界歴史開闢以來人類の生活を支配して來た傳統的內在的精神と、社會變革の過程の上に現はれてゐる浮動的外面的勢力とを檢討し、把握し、綜合して、新たに解放の力學を樹てようとするのが、本誌の使命である。無政府的、土民的社會理想の宣傳も、科學、宗教、藝術、徳道の革命的批評も、畢竟この使命を充たさんが爲の努力にすぎない。デイナミックは全世界の労働者、被壓迫者の協力によつてのみ、その目的を達し得るものである。

共學パンフレット

- 第一 土の權威 (石川三四郎著 一部十錢)
- 第二 土民藝術論 (同前十錢)
- 第三 無政府主義とサンデカリズム (同前十錢)
- 第四 原始生活の回復 (同前十錢)
- 第五 辯證法的唯物史觀の批評 (同前十錢)
- 第六 農民の福音 (赤羽巖穴著發禁 十五錢)
- 第七 新らしき時代 (クロポトキン著 二十錢)
- 第八 進化と革命 (ルクリエ著 十錢)
- 第九 没落の代議政治 (クロポトキン著 十五錢)
- 第十 無政府主義研究 (石川三四郎著 三十錢)

送料一部二錢・十部以上二割引・二十部以上三割引
御注文は前金で、拂込は振替で。

東京府千歲村八幡山

共學社

振替東京七四八九一

一 破落の代議政體

吾々が人類社會を、その副次的にして一時的な諸現象を除いた本質的輪廓に於て、觀察する時、吾々は、人類社會が服従してゐる政治制度が、常に、社會の中心に在る處の經濟制度の表現であることを認める。政治組織は立法家達の意志で變りはしない。勿論、名稱を變へることは出来る。今日王國の形で現はれ、明日は共和國の形で現はれ得る。併し機構そのものはそれに伴ふ變化を受けない。政治組織は只細工を施され、經濟制度に應合するのみであつて、常に經濟制度の表現であり、且つ、同時にその確認であり、支持である。

若し時として、その進化中に、ある國の政治制度が、そこで行はれる經濟的變化に遅れるならば、それは確立せる經濟制度に從屬するやうに、直ちに轉覆され、改造され、再規定される。併し、また、若しある革命の時に、この政治制度が經濟的變化に先んずるやうなことがあれば、それは死文の狀態のまま、憲章の中に記入されてはゐるが、眞の實行のない形式として残る。かくて、歴史に如何なる役割を演じたとしても『人權』の宣言は歴史的一資料に過ぎない。そして、自由、平等、博愛と云ふこの美しい言葉は、自由と平等が經濟諸關係の基礎とならない限り、寺院や牢獄の壁に記入された嘘或は夢の狀

丁度この時代こそ、凡そ革命が爲せる善いもの、偉大なもの、永續的なものは、總て、個人と諸團體との發意と精力とに依つて成就された時で、中央政府が崩壊し微力になつた爲に、民衆は、再び、昔のやうな原理を基礎としたところの、そして敗餘の權力の諸害惡に蝕ばれただけ一層強力になつたところの、新權力の支配下には入らないであらうと思へたのであつた。

がそれどころではない。政府的偏見の影響を受け、且つイギリス及びアメリカの憲法が與へた——と稱する——處の自由と幸福の外形に瞞されて、フランスの民衆は急いで一つの憲法を造り、次いで多くの憲法を造り、屢々變更し、細部に於ては無限に變更した。併しその憲法の悉くが、代議政體といふ原理の上に基礎をおくものであつた。君主政體でも、共和政體でも、どつちでも同じだ！民衆自身が民衆を統治するのではない。即ち民衆は多少よかれ悪かれ選ばれた代表者達に依つて統治されるのである。民衆は自己の至上權を宣言するであらう。併し直ちにそれを棄てるであらう。民衆は、どうかかうか、代議士達を選擧し、彼等を監視し、或は監視しないであらう。そして、全フランスに互る錯綜せる利害や、總體に於て甚だ複雑な人間關係やの、無限の雜異性を整理するの責に任ずるものは是等の代議士達であらう！

今後、ヨオロッパ大陸のあらゆる國々は同じ進化をなす。あらゆる國々が次々とその絶對君主政治體を轉覆する。そしてあらゆる國々が議會主義の道に投ずる。東洋の專制國に至るまでこの同じ道を進まなものはない。ブルガリアも、トルコも、セルビアも立憲政體を試みる。ロシアでさえも、*самария*

(宮中黨)の支配を動搖せしめて、これに代るに、代表者會議の穩和な支配を以てしようとする。

そして、一層悪いのはフランスで、新しい道を開拓し乍ら、いつも同じやり方に落ち込んでしまふ。立憲君主政體の悲惨な經驗に飽き／＼した民衆は、いつかそれを轉覆し、翌日は直ちに只名目だけしか變へない處の議會を再選する。そしてこの議會に民衆を統治することを委任する……それは民衆を一人の山賊に賣り渡すことに過ぎず、その山賊は、フランスの豊饒な平野に外國の侵入を招來するであらう。

二十年後には、民衆は再び同じ過誤に陥いる。軍隊と諸權力とが立退いた、自由な巴里の都を見ながら、民衆は、經濟的新制度の設立を容易ならしめるであらう處の新形式を試みようとはしない。帝國といふ言葉を共和國といふ言葉に、そして共和國を自治體に變へたことを喜んで、まだ『自治體』の中心に、代議制度を適用することに専心する。民衆は新思想を過去の蝕める遺産に依つて變造する。民衆は民衆自身の發意を、多かれ少なかれ偶然に選ばれた人々の會議の手に譲る。そして彼等にこの人類諸關係の十全な再組織を委ねる。而もこの再組織こそ『自治體』に力と生命とを與へ得る唯一のものであるのに。

週期的に切れ／＼に引ちぎられる諸憲法は、秋風に吹かれて川の中に流れ漂ふ朽葉のやうに飛び散つて行く！構ふものか、人はいつもその最初の愛に歸つてくる。十六番目の憲法が破れたら、十七番目の憲法を作るまでだ！

さて、理論に於ても、吾々は、經濟的題目に就ては、現存諸形體の完全な改訂に止まらないで、生産と交換とを根柢からひつくりかへし、且つ資本主義制度が轉覆することを提議する改革論者達を見る。併し彼等の政治思想を——勿論理論として——述べることになる。彼等は代議制度に觸れようとしな
 い。或は勞働者國家、或は自由『自治體』の形體の下に、彼等は常にこの代理政府を、いかにしてでも
 保存しようとする。民衆全體が、民族全體が尙この制度に夢中になつてしまつてしまつてしまつて
 幸ひにして、この問題が明かにされた。代議政體は、只單にかつて吾々が殆んど知らなかつた國々に
 適用されたのみではない。それは西部ヨーロッパの大舞臺上に、そのあらゆる雑多性に於て、穩和な君
 主政體から、革命『自治體』に至るまでの、あらゆる限りの形體に於て、活躍し或は活躍した。そして、
 大きな希望を以つて受容られたこの政體が、陰謀と、個人的利得、或は民衆の發意及び將來の發達の
 妨害の、單なる機關になり了つたことに気がついた。そして代表の宗教が、王家諸人物と自然的優越性
 の宗教と同等の價值を持つてゐることが分つた。その上なほ、代議政體の諸缺陷が只單に社會的不平等
 に依るものでないことが人々に分り始めた。即ち此政體は、凡ての人々が資本にも勞働にも同等の權利
 を持つ社會に適用されても、やはり同じ悲しむべき結果を生ずるであらう。かくて、*le régime*の好適
 な表現に依れば、貪慾王達の嘴と爪とに對して自己を庇ふ欲求から生じたこの制度が、人類の眞の要求、
 及び自由であるための最も善い方法は、代表されないことであり、事物を、あらゆる事物を、『神意』或

は選ばれた人々に委ねないことであつて、自分自身それ等の事物を處理することである。といふ思想か
 ら生じた政治組織に席を譲る日の來ることが容易に豫見される。

吾々が、如何なる名稱であつても、またその適用される人類範圍が如何に廣くとも、この代議制度の
 本質的にして、制度そのものに固有の諸缺陷を研究するであらう時、讀者にも此結論が生じて來るであ
 らう。

二

一八二八年に *Augustin Thierry* は書いた——吾々の近代的風習は絶對的王權の威光に對する用心にな

るので、今吾々が警戒せねばならぬことは他にある、即ちそれは法制と代議制度である。「註」ベンザ
 ムも殆ど同じやうなことを言つた。併しながら、此時代には、彼等の豫告は注意されずに過ぎ去つた。
 人は尙ほ議會主義に信を置いて、外見上可なり信じられるやうな論據に依て、これ等の批評に答へた、
 曰く『議會制度は未だその最後の言葉を發してゐない。普通選舉制度が行はれて見ない限り、それを判
 斷することは出来ない』

[註] *Lectres sur l'histoire de France; Lettre XX.*

それから、普通選舉制度は吾々の生活中に取り入れられた。ブルジョアジイは長い間これに反對した

が、遂にそれが些かも自分等の支配に害を及ぼさないものであることを悟つて、それを受諾すべく決意したので。北米合衆國に於ては、既に一世紀以來、自由要求の條件に従て普通選舉制度は行はれてゐる。フランス及びドイツに於ても矢張り同様の道を進つた。併しながら、代議制度は變はらなかつた。チエリイやベンザムの時代にありし其儘に存續して來た。普通選舉制は代議政治を改善しないで、其弊害は一層嫌惡すべきものとなつてゐる。それが爲に今日この制度を激しく批評するものは單にブルウードンのやうな革命家ばかりでなく、Mill「註一」の如き Spencer「註二」の如き穩健な人々までが『議會政治に用心せよ!』と叫ぶ。それは大衆の中に就て評量することが出來た。一般に知られは認せられた事實に基いて、此制度の不便不當を幾冊もの書物にすることが出來るであらう。そして大衆讀者の間に反響を得ることは確だ。代議政治は批判され——そして否定された。

同制度の賛成者等は——善い反省を缺いてゐるかも知れぬが、誠實に——此制度が吾々に役立つたこと(彼等の見地に基けば)を評價することを過たない。彼等の言ふ所に従へば、今日吾々が有する政治的自由は實に代議政治の賜であつて、前代の王位專制治下に於ては曾て存在しなかつたのだ。併しながら斯くの如く推理するのは、原因と結果とを轉倒するものではないか?、然らざれば寧ろ同在する二つの結果の一つを原因とするものではないか?

「註一」 La liberté et le gouvernement représentatif.

「註二」 Introduction à l'étude de la sociologie; principe de sociologie: divers essais.

、本當を言へば、一世紀以來、吾々が獲得した若干の自由は、それは議會が與へたのでも、また保證したのでさへもない。それ等の自由を政府から、また國民代表機關から奪取したのは、大革命の所産たる自由思想の大運動である。そして政府及び議會其ものまでが、是等の自由を常に蹂躪したにも係はらず、尙ほ之に對して是等の自由を保持し得たのも、實に自由の、叛逆の精神である。代議政治は自ら眞實の自由を與へるものではない。そして却てみごとに專制主義と妥協する。諸々の自由は、絶對王權からと同時に代議政府からも毎日一步づゝ決して手を緩めずに根こそぎにして獲得せねばならぬ。それは些かの蹂躪に對しても議院外の煽動によつて常にそれを防護すべく用意し且つ自由を熱愛する裕福な階級が國內に存在する時にのみ成功することだ。かうした階級が存在しない處では、かうした防護の爲の團結がない處では、國民代議機關があると無いとに係はらず、政治的自由は存在せぬであらう。議院其ものが國王の控室と化する。バルカン諸國や、土耳其や、奧太利の議會がそれを證明する。

英國の自由といふことが好んで引用され、そして無反省に、喜んで、それ等の自由と議會とが結び着けられる。併し乍ら、『純一揆的性質を以て』如何なる順序で、それ等の自由が議會そのものから奪取されたかは忘れられてゐる。出版の自由、立法の批評、集會結社の自由等は、威力によつて、暴動化すべき危険を持つた煽動によつて、議會から奪取したもののなのだ。英國勞働者が團結權や同盟罷業權を獲得したのは、議會の法令や、一八一三年の絞刑やに對して『勞働組合』及び同盟罷工を斷行した結果である。僅か五十年前に諸工場を破壊した結果である。つい近頃、倫敦の人民は、ハイド・パークの鐵格子の

防柵と、その侵入を禁止した巡査とを打倒して、其結果、同首府の公園や街頭に示威運動する権利を立憲内閣に對して獲得したのだ。英國のブルジョアジイがその自由を防護するのは、議會の辯論によつてではなくて、院外の煽動によるのである。貴族や大臣の邸宅の前に罵詈雑言を叫喚する幾萬の人員を嘯集してである。若し夫れ議會に至つては、一朝民衆が眼前に蜂起すべく用意してゐないと見るや、何時も其國の政治的權利を蹂躪する。そして××××××××××、ペンの一線を以てそれ等の自由を廢止して了ふ。早い話、彼の住居の不可侵權や、信書の神聖などといふことは、ブルジョアジイが革命家に對抗して政府の保護の眞似事を得ようとして寧ろ好んでそれを否定して以來どうなつたか？

一般的進歩に負ふところのものを議會に歸し、自由を保持するには一憲法を以て足るなどと想像するのは、それは歴史的判斷の最も本質的な規則に背犯するものだ。

*

併し又、問題はそこに在るのではない。代議制度が、彼の専制君主の氣まぐれを利用するところの家來共の統治に優ること幾ばくなるかを知らうとするのではない。この代議制度が歐羅巴に施されたのはそれは吾々が十九世紀に於て經過したところの、併し當に其最期に到らんとしてゐるところの資本主義的搾取の時代相によりよく、應合するからである。たしかに此制度は産業企業家や商人の爲に、より多くの安全を與へ、諸侯の手から離れた政權を彼等に手渡したのである。

併し王制も亦その多大な弊を存した一面には封建諸侯の統治に優る若干の利を齎らした。同制度も亦

その時代に必要な生産物であつた。吾々はその爲に、何時までも王と其家來の強權の下に止まらねばならぬか？

吾々十九世紀末の人間に重要なことは、代議政治の弊害が、專制的政權のそれの如くに嫌惡すべく堪へがたきものでないか、どうか？ といふことを知るにある。それが今後の社會の發達に與へる諸障礙が、前世紀の王制が與へた障礙の如くそれほど吾々の世紀にも邪魔になるか？ といふことを知るにある。最後に單なる代議政治の補修のみで、果して吾々が出現を豫見する經濟的新時代に應ずるに充分であるか？ を知るにある。ブルジョアジイ政治制度の歴史的役割などに就て空論する代りに、研究せねばならぬ點はこれだ。

*

さて一たび問題がこのやうに提供されれば、その答に就ては最早や疑の餘地がない。

たしかに、代議制度は——僅かに名義上に民衆の支配に服従して、專制權の凡ゆる特質を政府に保存したところの舊制度とのこの妥協——此制度は、適當な時に行はれたのだ。が、それは、今日は進歩の妨害である。その害悪は、政權にある個人、人物に據るのではない。——それは制度に固着してゐるのだ。そして其害悪は深刻であつて、どんなに此制度を修正しても到底今日の新しい必要に適應することとは出来ないほどである。代議制度はブルジョアジイの組織的支配であつた。従て此制度はブルジョアジイと共に消滅するであらう。今豫報される經濟上の新時代に對して、吾々は、代表制と全然異なつた

原則を基礎とした新形式の政治組織を求めなければならぬ。それは事態それ自らの論理なのである。

*

先づ第一に代議政治は、總ゆる種類の政府に存する總ゆる害惡を含有する。且つその諸害惡を緩和するどころか、却てそれを助長し、更に新らしい害惡をも創生する。

諸政府一般に關するルソオの最も深遠な言葉の一つは、總ての他の政府に對すると同様に、被選舉政府にも應用される。選舉されたる議會の手中に其權利を委棄するには、實際、其議會が天使を以て、超人間を以て、構成されたものであるを要しないだらうか？ そして尙ほ！ 是等天來の聖者も、一朝人間家畜を統治し得るや、忽ちにして爪や角が生えて來るであらう。

その點に於て專制政府と同様な代議政治——それは議會だの、コンバンション（譯者曰く佛蘭西革命の時の國民議會）だの、自治體會議だの、或は他の如何な變てこな名稱が與へられても、ボナバルトの知事がそれに命名しても、蜂起せる都市が最高の自由を以て選んだにしても——代表政府は常にその立法を擴張しようとし、常に總ゆる事物に侵入して權力を増加しようとし、個人の、團體の、發意を殺して法律をそれに代はらしめようとする。その避くべからざる自然的傾向は、個人を少年時から把握して、それを法律から法律へと導き、懲罰を以て威迫するにあり、そして搖籃から墓穴に至るまで、決して、この獲物を嚴重な警戒から解放しないことであらう。選ばれた議會が何んなことに就て、も自分が資格なきことを宣言した例が一度でもあつたか？ その議會が革命的であればあるほど、益々自分の能力範

圍にないものをも總て掌握して了ふ。人類活動の總ての表現に對して立法し、『その臣民』の生活の最細末事に至るまで關係する——これが國家の、政府の本質なのだ。立憲的であらうと否とを問はず、一の政府を創設することは、それは、必ずや總てを把握しようとし、社會の總ての作用を規則立てようとすることであり、そして吾々が時々××或は××に依て對抗する場合の他に制限されることなき一種の威力を組織することである。議會の政府もこの法則の例外をなすものではない——それはこの制度が充分に證明した處である。

*

吾々を巧みに胡麻化す爲に言はれる、『國家の使命は強者に對して弱者を保護し、富者に對して貧者を特權階級に對して勞働階級を、保護することである』と。吾々は政府が如何にして自ら此使命を逃れるかを知つてゐる。即ち政府は此使命を却て反對に解釋する。政府は、その原初の精神を守つて、常に、自由ならんとする者達に對抗して特權者の保護者であつた。代議政府は、特に、人民の得心を以て、一方に於ては貴族階級に對し、他方に於ては被擄取者に對し——一方に對しては謙遜で、叮嚀で慎ましく、他方に對しては狂暴に——商工のブルジョアシイの總ての特權の保護方法を組織した。どんな溫和な法律でも、些かでも勞働を保護するものは、一揆的煽動による以外には議會に於て獲得することが出來ないのは之が爲だ。英國の國會や、瑞西の聯邦議會や、佛蘭西の兩院に於て、勞働時間の制限に關する若干の而して邪慳な法律を獲得する爲に、鬭争を支持せねばならず、煽動に熱中せねばならなかつた

ことは、少くとも記憶されてゐる筈だ。英國に於て投票された、かうした法律の最初のものは、機械の底に火薬をすゑつけることによつてのみ奪取することが出来たのだ。

そののみならず、貴族階級が未だ革命の爲に倒されてゐない國々に於ては、諸侯とブルジョアとは巧みに聯合する——『侯よ、貴方は私の立法權を承認するでせう、私は貴方の城廓の周圍を警護します』——とブルジョアは言ふ。そして自ら危険を感じない限り、その警衛兵を備へる。

英國に於ては、小作人が自らその小作契約地になせる改良の利益を小作人に與へるやうに議會をして決定せしめる爲には、時に田舎に放火するほどの煽動を四十年間も続ける必要があつた。若し夫れアイランドの爲に可決された有名な『農業法』に至つては、——グラドストーンが自ら告白する如く——ブルジョアをして此劣悪な法律（掠奪者たる領主等に對抗してその饑ゑた國を保護するやうな風をしたところの）を採可せしめる前に、同國は全體的一揆に着手し、地代を拂ふことを完全に拒絶し、『ボイコット』や、放火や、領主等の×××××を以て奪取に對抗せねばならなかつた。

併しながら、若しそれが一揆或は煽動によつて威迫される資本家の利益を保護する場合であれば——その時こそ、資本支配の機關たる代表政府は狂暴になる。そして如何なる専制主義者よりも、一層の精確さ、一層の卑怯さ、を以て襲撃する。獨逸に於ける社會黨に對する法律は、ナントの法令に匹敵するブガチヨフの一揆以後に於けるカテリンも、穀粉戦争以後のルイ十五世も、決して、彼の一八四八年及び一八七一年の兩『國民議會』——その議員等は『狼どもを、狼の牝どもを仔狼どもを、殺せ！』と叫び

そして満場一致を以て、血に酔へる兵士等の殺戮を祝福した——ほどの狂暴はしなかつた。

六百頭の無名の獸物はルイ十一世やジャン六世をも凌駕することができた。

代議政府の存在する限り、假令それが規則的に選舉されても、または一揆の光りに餘儀なくされたにしても、それは同じことであらう。

でなければ、國內に於て、都市に於て、經濟的平等が行はれるであらう。そして其時、自由にして平等なる市民等は、もはや誰かの手にその權利を讓渡するやうなことはせぬであらう。そして彼等は自分の事件を自分達で處理し得るやうな新形式の組織を探究するであらう。

でなければ、尙ほ經濟的方面に於て民衆を支配する少數者——特權ブルジョアを以て構成せる第四階級——が存在するであらう。その時は民衆に氣を付けよ！——この少數者の選んだ代議政府は、それに準じて行動するであらう。そして其特權を維持する爲に立法し、服従しない者達に對しては武力と殺戮とを行ふであらう。

代議政府の總ての害惡をこゝに分解することは吾々には不可能であらう。それは幾冊もの書を成すであらう。單に最も本質的なものに限ぎつても、尙ほ是等諸章の範圍からはみだすであらう。たゞ併しながら茲に記述すべき價值を持つた一事がある。

不思議なこと！代議政治は個人的政治を防止することを目的とする。それは政權を階級の手に移すべきもので個人に移すべきものではない。然るに、それは何時も個人的政治に還り、唯一人に服従するの傾向を持つて来た。

かうした變則の原因は極めて單純である。實際に、今日承認される無數の權限を以て政府を武装した後、國の利害に關する總ての事務管理を一まとめにして政府に委託し、幾十億かの豫算を與へた後、その無數事務の管理を議會の雜群に委任することが可能であつたか？そこで殆ど王權的な總ての權限を授けられたところの執行權者——大臣職——を設けなければならなかつた。實にも今日の立憲的内閣の權能に比すれば『朕は國家なり』と自稱したルイ十四世の權威の何といふ衰れさよ！

議會は内閣を倒すことが出来る、それは慥かだ。だが、それは何になるか？——同様な政權を委任されるであらうところの、そして若し議會が合理的であつたなら一週間の内に轉覆せねばならぬであらうところの他の内閣を選任する爲にか？それから又、議會は國中が過度に強烈に叫び出すまで其内閣を支持し、其時に及んで始めて其内閣を驅逐し、二年前に自ら倒した内閣を更に呼び戻すこともある。かうして跳ね板遊戯が行はれる。即ちグラッドストーンからビコンスフィールド、ビコンスフィールド、からグラッドストーンと、實質には何の變化もなくて、その國は常に内閣の首班たる一人間に支配されてゐる。

併しながら、『秩序』換言すれば、内には擄取、外には販路を、を保證する手腕家が出るならば——そ

の時は議會は一切その人の氣儘に服従し、常に新權能を之に委ねる。その人間が如何に憲法を輕視するとも、その政府の瀆職がどうあらうと、議會はそれを受容れる。假令議會は枝葉點に就て當局を誹謗しても、凡そ重大な事項に就てはその自由に委せて置く。ピスマアクは、その生きた實例だ。ギゾオや、ビットや、バアマストーンやは、過去の時代の實例であつた。

それは分る、凡そ政府といふものは個人的になる傾向を持つてゐる。それは政府の根源であり、本質である。議會が制限選舉制によるも、又は普通選舉制によるも、或は勞働者のみによつて指名されるとも、又は勞働者を以て構成するとも、その議會は何時でも自ら服従し得る政府の管理を委任すべき人物を探索するであらう。凡そ今日、吾々が政府に授與するところの經濟、政治、軍事、財政、産業等の諸權能を一小團體に委託する限り、此小團體は、恰も地方に於ける派遣兵の如く、必ず唯一首長に服従するに至るであらう。

以上は平靜な時のことだ。だが國境に戰爭が勃發する時、或は國內に内亂が破裂する時は、——その時は最初に現はれた第一の野心家、手腕ある第一の冒險家が、行政と名くる多枝多葉な機權を掌握して國民に命令するであらう。議會の如きは、街頭に遇發する五百人の突撃ほどにも、それを防止するの能力を有たないであらう、否、議會は却てその抵抗を壞敗するであらう。ボナバルトといふ名を持つた二人の冒險家は決して偶然の結果として現はれたのではない。それは政權集中の避くべからざる結果だったのである。若し夫れ議場討論が、クウデタに抵抗するに當つて有する効果に至つては、佛蘭西は些か

それに就て知つてゐる。現代にあつても、彼のマクマホンのクウデタから佛蘭西を救つたものは抑も議會であるか？ 今日は能く知られてゐる如く、それは議院外の委員會である。然るに尙ほ英國は異なると言ふか？ だが英國は十九世紀中その議會制度を無瑕に保存したなどとは餘り自負しない。英國が十九世紀の間、階級、戦争を避け得たことは事實だ。けれども總ては、同國も亦階級戦争を免れぬであらうことを信ぜしめる。そして同國國會が此闘争に傷かすしては通過し得ぬであらうことを豫見するに豫言者であることを要しない。即ち國會は革命の進み方に從て、どんな有様かを以て潰滅するであらう。

されば、若し吾々が、來るべき革命に際して、反動の爲に、恐らくは王政の爲に大門戸を開放し置かうと欲するなら、吾々は、代議政府に、今日同政府が有する全政權を以て武裝する内閣に、吾々の事務を委任するに如くはない。最初は赤色を帯び、やがて坐はり心地のよい程度に從て青色化する反動的獨裁者は、猶豫する必要はないであらう。彼は總ゆる支配機關を自由にすることができであらう。即ち彼は總ての道具建が自分の爲に用意されてゐるのを發見するであらう。

*

かく多くの害惡の源泉たる代議制度は、少くとも、諸社會の進歩的にして平和的な發達の爲に幾分役立ちはしないか？ 恐らくは、吾々の世紀に課せられた權力の分散に寄與するところはなかつたか？ また恐らく諸戦争を防止することは出来なかつたか？ 内亂を避ける爲に、時の要求に備へ、適當な時

機に或る舊制度を犠牲にすることが出来なかつたか？ 少くとも、内部的改善に就ての若干の保證と若干の進歩の希望とを與へはしないか？

これ等の諸問題には何といふ苦い皮肉の存することよ！ だが此制度が批判されるや、其他に多くの問題が惹起する！ 吾々の世紀の全歴史は、實にその反對を物語つてゐる。

王政の傳統及びその近代的變形たるジャコビニスムに忠實な議會は、諸政權を唯だ政府の手中に集注するばかりだ。極端な官權主義——それは代議政治の特徴となる。今世紀の發端から、分權や、自治やが叫ばれる。そして實際は集權を行ひ、自治の最後の遺跡を殺すことしかしない。瑞西でさへも此影響を受ける。そして英國は之に服従する。産業者や商業家の抵抗がないならば、吾々は今日ブリヅ・ラ・ガルドで一匹の牛を殺すにも巴里に許可願を出さねばなるまい。一切は漸次に政府の權勢下に歸して行く。政府の缺くところは、最早や唯だ、商工業や、生産及び消費の管理だけに止まる。そして強權的偏見に盲目となつた社會民主主義者等は、既に、獨逸全土に於ける消費と製造所の勞動とをベルリンの議會で規則だて得るであらう日を夢見てゐる。

さしも平和的だと言はれる代議制度は果して戦争を防止したか？ 代議制度の下に於けるほど多くを殺することは曾てなかつた。ブルジョアジには諸市場の支配が必要だ。そして其支配は巨砲彈や榴霰彈を以て他を倒すに非ざれば獲得されない。辯護士や新聞記者等にも軍事的光榮が必要だ、だが、室内の軍人ほど極惡の好戦者はありはしない。

それにしても、議會は時代の要求に應じはしないか？ 頽廢せる制度の修正に貢献しないか？ 例へばコンバンション（譯者曰、一七九二年の佛國革命議會）の時にしても、既成事實の承認といふこと以外のものかを其議會から獲得するには議員等の咽喉に劍を擬さねばならなかつたのだ。今日もそれと同様で、些かの改良を『人民の代表者』から強取するには大いに一揆を起さなくてはならない。

若し夫れ選出されたる團體の改善如何といふに、未だ曾て今日の如く議會の墮落を見たことはない。頽敗する總ゆる制度と同様に、それは段々惡化する。ルイ・フィリップ時代の議會の墮落が評判であつた。今日この泥炭坑内に迷ひ込んでゐる幾人かの正直な人々に、その墮落のことを談つて見よ、彼等は答へるであらう『私はそれに就て嘔吐を催す』と。議會は、それに接近する者に對して嫌惡しか與へない。併しながら、それを改善することは出来ないだらうか？ 新らしい要素、労働者的要素は、これに新しい血を注入することになりはしないか？ それでは、代表議會の構造其ものを解剖して見よう。その作用を研究して見よう。そして吾々は發見するであらう、此やうな夢想を養ふのは、善い少王の時代を再來せしめるの希望を以て國王と百姓婦人とを結婚させようとするやうなナイヴさである。